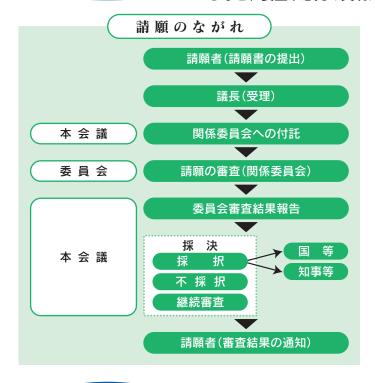
県議会について

④請願と陳情

請願とは?

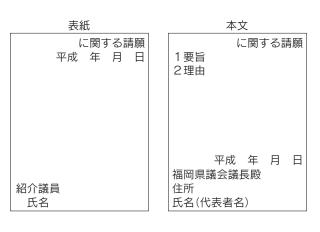
県議会に対し、住民の方々が要望や意見を述べる制度で、県議会議員の紹介を必要とします。請願は、委員会での審査後、本会議において採決され、採択、不採択、あるいは継続審査の決定を行います。なお、採択された請願は必要に応じて、国等に意見書を提出したり、知事等に対して、その処理経過及び結果の報告を求めるなど、要望や意見の実現に向けて処理します。



■請願書の提出のしかた

請願書は、下記の様式により、要旨、理由、提出年月日、請願者の住所を記載し、署名又は記名押印のうえ、県議会議員(1人以上)の紹介を経て、議長あてに提出してください。

なお、請願は、定例会(2月、6月、9月、12月)で関係委員会に付託審査されますので、締切日を確認のうえ、提出してください。



陳情とは?

請願と同様に、県議会に対し、住民の方々が要望や意見を述べる制度ですが、県議会議員の紹介を必要としません。陳情は、本会議での採決は行いませんが、住民の方々の要望や意見を県の政策に反映させるため、関係の委員会に回付され、必要に応じて質疑が行われます。



■陳情書の提出のしかた

陳情書は、上記請願書と同様の必要事項(ただし、県議会議員の紹介は必要ありません。)を記載し、議長あてに提出してください。

なお、陳情については、締切日は特にありませんが、委員会の開催日程等 により、委員会回付までに時間を要することがあります。

※請願·陳情についてのお問い合わせ先 議会事務局議事課 電話(092)643-3827

⑤傍 聴

県議会の会議は公開を原則としていますので、会議中はいつでも 傍聴できます。傍聴を希望される方には傍聴券を交付しています。 定例会などの本会議や委員会の傍聴券は、開会1時間前から議会棟 1階の玄関ホールで先着順に交付しています。

議場の傍聴席には、車椅子用の スペースを設けています。

また、手話通訳を必要とされる 場合は、事前に議会事務局総務課 までご連絡ください。

電 話(092)643-3823 FAX(092)643-3825



6 見 学

県議会では、小中学生の社会科見学や地域団体・グループの方々などの施設見学を受け入れています。

係員が議場などに案内し、議会の仕組みや施設の説明を行います。 見学の所要時間は20分程度です。

なお、議会会期中は見学ができません。

(申込方法) 事前に議会事務局総務課へお申し込みください。 電話(092)643-3823 行政棟と議会棟の両方を見学されたい場合は、 県民情報広報課へお申し込みください。

電話(092)643-3103

⑦交通案内

■公共交通機関利用

JR九州(鹿児島本線) 吉塚駅より……………徒歩10分 福岡市営地下鉄(箱崎線) 千代県庁口より……徒歩 5分 西鉄バス 県庁前バス停より………………徒歩 5分

